

サッカーファミリー復興支援金 募金活動実施ガイドライン

令和 6 年能登半島地震で被災された、当地域内のサッカーファミリーに対して「サッカーファミリー復興支援金」の募金活動を行うにあたり、実施方法などを定めたガイドラインです。

1 募金活動を実施(主催)できる人(組織)の制限

サッカーファミリー復興支援金の募金活動は、以下の団体が実施(主催)出来るものとし、以下の団体を通じてサッカーファミリーの協力を得るものとする。

- ① 当協会の委員会
- ② 当協会内の連盟・地区サッカー協会

2 募金活動の方法

以下の活動とし、具体的には募金箱を設置したり、募金箱を持ち歩いたりして募るものとする。

- ① 委員会や連盟・地区サッカー協会が主催、主管する大会時等での募金活動
- ② 委員会や連盟・地区サッカー協会が開催する研修会や会議等での募金活動
- ③ 活動を行う際には、必ず活動場所の施設管理者の許可をとる(公道の場合は警察の許可が必要)
- ④ 責任者を決めて、責任者が集計まで管理する

3 募金活動で集まった支援金の取扱い

NiFA の口座に募金日の **14 日以内**に入金する。入金にあたり、次のことに留意する。

- ① 支援金の確認は、複数名で適切に行う
- ② **第四北越銀行の窓口で振込む場合は、振込手数料は無料、ATM での振り込み及びその他金融機関での振込の場合は、手数料を差引いて振込む**
- ③ 振込人名は、委員会名、連盟名、地区サッカー協会名を入力する
- ④ **【振込先】 第四北越銀行 流通センター支店(店番号 273)
普通預金 口座番号 5016090
一般社団法人 新潟県サッカー協会 令和 6 年 1 月能登半島地震義援金**

4 募金活動を実施するにあたっての表示義務

委員会や連盟・地区サッカー協会が本募金活動を行う場合、必ず以下の内容を明記しなければならない。なお、この内容に加えて明記することがある場合は、事前に事務局に表示内容を届けて専務理事の許可を得るものとする。

募金活動の名称	サッカーファミリー復興支援金(能登半島地震 復興支援募金)
募金活動の用途	本募金で集まった寄付金は、全額(一社)新潟県サッカー協会に振込まれ、被災地域内で被災されたサッカーファミリーが、これまでどおり、誰もがいつでもサッカーやフットサルを楽しむことが出来るよう、環境の復興支援に使われます。
事業名 主管団体	事業名(大会名、研修会、会議等) (一社)新潟県サッカー協会〇〇委員会、〇〇連盟、〇〇地区サッカー協会

5 募金活動の期間

令和6年 12 月 31 日までとする。

以上